吉野川市納付書封入用封筒有料広告掲載取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、市税に係る納付書等を封入し、納税義務者等に送付するために使用する封筒（以下単に「封筒」という。）に掲載する広告の取扱いについて、吉野川市有料広告掲載取扱要綱に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（広告の大きさ及び掲載位置）

第２条　広告の大きさは、１枠当たり縦５０ミリメートル、横８２ミリメートルとする。

２　広告を掲載する位置は、封筒の裏面に２枠を標準として配置するものとし、市において決定する。

（広告を掲載する封筒の数）

第３条　一の年度において広告を掲載する封筒の印刷数は、６万部とする。

２　広告を掲載した年度に余剰となった封筒は、翌年度以後において使用することができる。この場合において、追加の掲載料は発生しないものとする。

（広告掲載料）

第４条　広告の掲載料は、１枠当たり６万円以上とする。

（広告掲載の申込み）

第５条　広告掲載の申込みは、納付書封入用封筒有料広告掲載申込書（別記様式）によるものとする。

２　申込みの期限は、広告を使用する年度の前年度の１１月３０日までとする。

３　一の申込者が申し込むことができる広告は、原則として１枠とする。

（広告主の選定）

第６条　封筒の広告枠の数を超える申込みがあった場合は、吉野川市有料広告掲載取扱要綱第７条に定める決定順序及び申込書に記載された広告掲載料に基づき、総務部長、税務課長その他市長が指名する職員の協議により広告主を決定するものとする。

２　前項の協議において市長が必要と認める場合は、有料広告について知識を有する者に意見を求めることができる。

（広告の版下原稿作成）

第７条　広告主は、広告掲載決定後、速やかに広告の版下原稿を作成し、市長が指定する日までに提出しなければならない。

（広告等の変更）

第８条　広告主は、市長の承認を得た上で、広告主の負担により広告の内容等を変更することができる。

（雑則）

第９条　この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この要領は、令和３年１１月１日から施行する。

別記様式（第５条関係）

年　　月　　日

吉野川市長　　様

申込者

法人（会社）名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

吉野川市納付書封入用封筒有料広告掲載申込書

納付書封入用封筒に広告を掲載したいので、次のとおり申し込みます。

申込みに当たっては、吉野川市有料広告掲載取扱要綱及び吉野川市納付書封入用封筒有料広告掲載取扱要領の規定を遵守します。また、当社（法人及び代表者）は、吉野川市税等の滞納はありません。

広告掲載申込者		
法人（会社）所在地		〒
法人（会社）名		
代表者職氏名		
担当者氏名		
連絡先	ＴＥＬ	
	ＦＡＸ	
	E-mail	

広告掲載内容	
掲載希望年度	年度
広告掲載料	年間　　円
広告の大きさ	縦５０㎜×横８２㎜
広告の内容 （原稿の見本を添付）	掲載しようとする広告の見本を添付 （データによる添付可）
そ の 他	